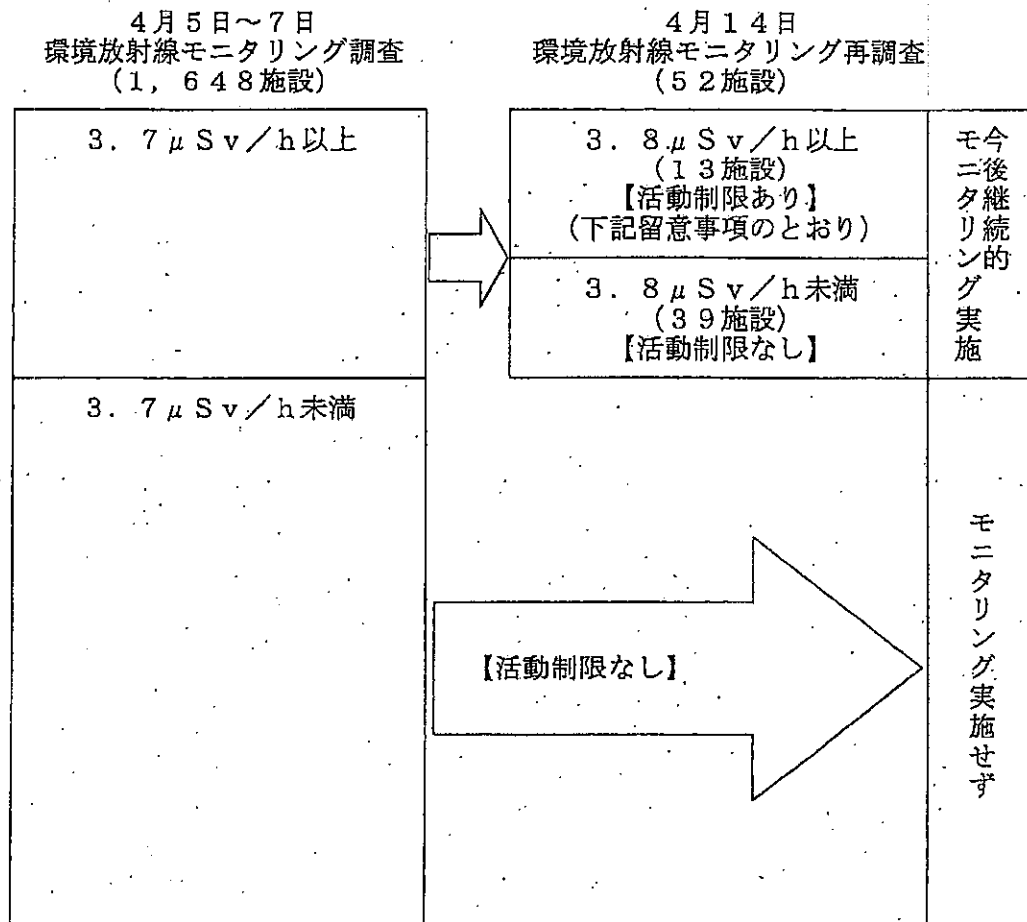


(別紙1)

【環境放射線モニタリングの流れと判断基準】

県内(20 km圏内の避難地域を除く)小学校、中学校、幼稚園、保育所及び特別支援学校1,648施設の校庭・園庭において、平成23年4月5日(火)から7日(木)に空間線量率を測定した。その内、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域に設定される予定の区域を除いた地域で数値の高かった52施設において、文部科学省が4月14日(木)に再調査を実施した。



【児童生徒等が受ける線量をできるだけ低く抑えるために
取り得る学校における生活上の留意事項】

- 校舎・園舎は利用して差し支えないが、校庭・園庭での活動を1日あたり1時間程度にするなど学校内外での屋外活動をなるべく制限することが適当である。
- 校庭・園庭等の屋外での運動後等には、手や顔を洗い、うがいを
する。
- 土や砂を口に入れないように注意する。(特に乳幼児は、保育所や
幼稚園において砂場の利用を控えるなど注意が必要。)
- 土や砂が口に入った場合には、よくうがいを
する。
- 登校・登園時、帰宅時に靴の泥をできるだけ落とす。
- 土ぼこりや砂ぼこりが多いときには窓を閉める。